



Title	外国人の子どもの修学と不就学に関する研究
Author(s)	小島, 祥美
Citation	
Issue Date	
Text Version	none
URL	http://hdl.handle.net/11094/46620
DOI	
rights	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/repo/ouka/all/>

氏名	小島 祥美
博士の専攻分野の名称	博士 (人間科学)
学位記番号	第 19970 号
学位授与年月日	平成 18 年 3 月 24 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当 人間科学研究科人間科学専攻
学位論文名	外国人の子どもの就学と不就学に関する研究
論文審査委員	(主査) 教授 中村 安秀 (副査) 教授 内海 成治 教授 堤 修三

論文内容の要旨

本研究では、外国人の子どもの不就学の減少をめざしたアプローチを提案すること、他地域でも応用可能な外国人の不就学を把握するための調査手法の開発を目的とする。

急激に多民族多文化社会化する今日、日本の公教育においては、未だ日本国籍を保有しない外国人の就学・教育の権利が保障されていない。実際には、外国人の就学は「恩恵的」な形でしか許可されておらず、国際基準である初等教育（義務教育）の教育機会は、日本に居住する外国人に対し、均等に保障されていないのである。

このような現状の中、外国人が集住する地域では、子どもの将来を危惧し、外国人の就学が問題視されるようになった。そのため、就学義務の対象外であるために、実態が把握されていない外国人の就学状況を明らかにしようと、外国人が集住する自治体では様々な調査が実施されていた。つまり、外国人に関わる地域では、社会から「見えない」子どもの存在を「見える」ようにしようと、試みていたのである。

しかし、これらの調査は、個人情報提供方法、聞き取り調査の実施方法、全調査対象者の把握方法などの基本的な調査過程が明確でなかったり、調査対象者が特定の国籍に限定されていたり、既存の資料から推測しただけの調査であったりなど、調査方法上の課題を残していた。また、「教育機会」として私塾や託児所に通園する子どもも含まれて計上されている調査報告もあり、外国人の子どもの就学と不就学の全体が明らかになったわけではなかった。したがって、外国人の就学の課題に取り組む際にもっと基本的な資料となるはずの、外国人の就学と不就学を量的に捉えた調査や研究は行われてこなかったと考えられた。

このような研究背景から、本研究では、根拠に基づき、外国人の子どもの就学と不就学の実態を量的に捉えるために、就学実態調査を実施した。そして、この調査から得た結果を考察することより、外国人の子どもの不就学の減少をめざしたアプローチを提案した。なお、分析にあたっては、箕浦（1999）の「仮説生成法」を用いた。

本論は、5章で構成されている。まず第1章では、日本国籍を保有しない外国人を管理する日本の法体系について、国籍、居住、在留、登録などの関係を整理した。その上で、戦後の外国人の就学義務に関する変遷を述べた。また、教育を受ける権利について、外国人に対する日本国憲法と国際人権法上の解釈を整理し、海外に暮らす日本人に対する対応とも比較することで、日本における外国人の子どもの教育を受ける権利を制度的に保障していない現状を浮き彫りにした。

第2章では、本研究の課題設定の背景を記した。これまでの先行研究の中で、科学的根拠に基づいた調査や研究が行われていない研究に取り組もうとする本研究の目的と意義を提示した。また、日本に居住する外国人は就学義務の対象ではないため、外国人に対する就学、不就学について定まった用語の定義がされていない。そのため、本研究における就学、不就学、外国人の用語の整理を行った。

第3章では、外国人の子どもの不就学をきたす理由を探るために実施した、本調査の方法、対象、内容を提示し、その調査結果については、第4章で提示した。

日本に居住する外国人の子どもの教育に関する基本方針は、1991年の文部省通達において、在日コリアンの「内容に準じ」と規定されている。つまり、外国人の就学状況や教育行政の取り組みを考える上で、就学と不就学の課題は、全ての国籍の外国人に共通する課題となっている。こうした根拠により、本調査では、調査対象者を就学年齢に相当する全ての外国人の子どものとした。調査実施にあたり、パイロット地域として外国人集住地域である岐阜県可児市を選定した。そして、就学と不就学の実態を量的に捉えるため、可児市に居住する全ての対象者の家庭を直接訪問し、半構造化調査票を用いた面接調査を、全数調査として実施した。なお、本調査は、地域で活動する民間団体、行政との協働調査として実施した。

信頼できる根拠に基づいた調査実施のため、可児市個人情報保護条例に従い、可児市個人情報保護審査会の答申を経て、可児市及び可児市教育委員会より基本情報の提供を受けた。また、調査員として、地域で外国人住民のボランティア活動等に関わる地域住民から協力を得たが、調査員に対しては研修会を実施した。そして、個人情報とプライバシーの保護などを説明し、情報の取り扱いに関する具体的な注意を徹底して行った。特に、プライバシー保護のための調査票を考案し、個人情報の保護には万全を期した。

第5章では、本調査結果より、外国人の子どもの不就学をきたす主な理由を考察し、不就学の減少をめざしたアプローチを提案した。

本研究では、外国人の就学と不就学を質的に捉えるため、行政、民間団体と協働し、調査を実施した。その結果、就学年齢期にある全ての国籍の外国人の就学と不就学を量的に把握することが可能になることを実証した。本調査の調査手法を考察し、就学実態を把握した手法を検証することは、すなわち、他地域で就学と不就学の実態把握を行う際に応用できる手法であると考えられる。よって、本調査で用いた調査手法を検証し、就学実態を把握するための手法を提示した。

本研究で開発された調査手法、不就学をめざしたアプローチは、急激に多民族多文化社会化する日本において、外国人の子どもの就学と不就学の課題に取り組む際に、大いに活用できる手段である。この点が本研究における実践的な貢献であると思われる。

論文審査の結果の要旨

本論文は、外国人集住地域のひとつである岐阜県可児市において、外国人の子どもの就学と不就学の実態に関する継続調査を行い、不就学をきたす理由を明らかにすることにより、不就学の減少をめざしたアプローチを提案することを目的としている。教育委員会をはじめとする行政や国際交流協会などの民間団体と協働し、就学年齢期におけるすべての国籍の外国人に関する就学と不就学の実態を継続的に把握するとともに、教員などに対するインタビュー調査や就学窓口などにおける聞き取り調査を実施した。外国人の不就学に関しては、居住状況の頻繁な変動や家庭の経済状況、学校における学習支援体制の不足など種々の要因が関与していることについて論及した。

本研究で新たに開発された就学・不就学の調査手法は、地域における外国人の子どもの就学率を明らかにする方法として、外国人の教育に関心を持つ市町村でもすでに応用されている。このように、申請者は本論文においてオリジナリティーの高い内容の論旨を展開した。

以上の理由から、本論文は博士（人間科学）の学位授与にふさわしいものと判定する。